



## 封建地代から地租へ

美 馬 佑 造

### 目 次

1. はじめに
2. 幕末期の年貢から地租へ
  - 2.1. 税の賦課形態
  - 2.2. 税の徴収形態
3. 若干の総括

**要旨** 旧来の研究テーマの一つに、日本近世社会では封建地代がどの程度貨幣地代として発展していたか、という問題設定が存する。ところで、封建地代とは本来封建領主が農奴や隸農から徴収した地代であるべきものが、いつしか封建社会での地代一般と解釈されるようになった。また、研究の視点も、英国での貨幣地代と資本主義地代との関係を論じた『資本論』の内容を、そのまま日本社会でも実証しようとしたものであった。しかし、そもそも封建地主と言った場合、それが領主なのかまたは農民地主なのかで研究の内実は全く異なってくるはずである。本稿では、まさに封建領主が徴収していた封建地代につき、それが明治以降まさに地租に転化したことを実証したい。

**キーワード** 封建地代、貨幣地代、地租、資本主義地代

**原稿受理日** 2009年3月23日

**Abstract** The issue as to whether and to what extent feudal rent developed into money for rent in pre-modern Japanese society is a traditional research theme. Feudal rent is what is thought to have been originally collected by the lord from helotry and copyholder; however, as time passed, it came to be interpreted as a general rent in the feudal society. Additionally, from a research standpoint in order to demonstrate the content of *The Capital*, which discusses the relationship between rent money and capitalism rent in England, we wanted to do so without any modification in the Japanese society. However, when it comes to a lord, the content and findings of the research completely varies as to whether the lord means a feudal lord or a peasant owner. In this paper, regarding the feudal rent collected by the lord, we want to demonstrate that the feudal rent was transformed into land tax after the Meiji Era.

**Key words** feudal rent, money for rent, land tax, capitalism rent

## 1. はじめに

経済史研究の課題の一つに、資本主義社会が成立する前段階として、そこに貨幣地代が存在しているか否かを問題とし、封建地代がそうした貨幣地代にどの程度迫るものであるかを考察するという問題設定が存する。そして、日本において貨幣地代は成立していたのか否か、という設問がなされ、種々検討がなされてきた。その場合、明治維新を経て成立した地租と、徳川時代での封建地代との関連が問われ、様々見解が提唱されてきた。

ところで、地租改正については、すでに福島正夫氏がその著、『地租改正』によって、詳細を明らかにされている<sup>(1)</sup>。そこでは、廃藩置県が明治4年(1871)7月14日に公布され、新県が旧藩を4年以降ひきついでゆき<sup>(2)</sup>、さらに、同5年に壬申地券が発行され、近代的土地制度が整備されていたとされている<sup>(3)</sup>。そして、地租改正法が翌6年7月28日に公布され、「今般地租改正ニ付、旧来田畑貢納ノ法ハ悉皆廢シ、更ニ地券調査相済次第土地ノ代価ニ從ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト可相定旨被仰出候(以下略)」として、地価に応じた租税が賦課されてゆくことが述べられている<sup>(4)</sup>。こうした地券の発行と地価に基づく課税方式は、封建社会での、個人の地代を村役人が一括して徴収し、それを領主に納付する」という形式から、個々人の負担分は個々人が各人において納付するという近代的な形式に踏み出す第一歩としての意味も存したと考えられる<sup>(5)</sup>。

他方、このようにして成立する「地租」をいかに評価するかについては、同書では「旧租額の維持と継続」がその目的であったとされている<sup>(6)</sup>。一方、封建地代の発展との関連からは、酒井一氏が「地租改正による全国的な貨幣地代が実施され」た、とのべられているように<sup>(7)</sup>、地租が成立した明治社会を絶対主義時代と考える見解を示されるケースも存する<sup>(8)</sup>。いずれにせよ、地租改正の研究では、法令や制度の整備等についての論考は存する

(1) 福島正夫(1968)『地租改正』日本歴史叢書 21, 吉川弘文館, 東京。

(2) 同上書, 85-87ページ。

(3) 同上書, 97ページ。

(4) 同上書, 159・160ページ。

(5) 現実には、明治15年(1882)になっても、個々人の租税は村役場の出張所たる戸長(旧幕府時代は、まさに村役人がこれにあたる)が徴収して、一括納付されており(次節参照)個人主義は未だ未成熟であった。さらにいえば、現在においても、サラリーマンの税は国税、地方税とも企業等が一括納付しており、いまだに本来の個人主義は未完成(前近代的)なのである。

(6) 同上書, 242ページ。

(7) 酒井 一(1960)「河内国石川家領の貢租—日本貨幣地代成立史研究の一試論—」(大阪歴史学会編『封建社会の村と町』吉川弘文館, 東京, 所収, 439・510ページ)。

(8) 明治期を絶対主義時代と捉えるのは、いわゆる講座派の立場に立つものと考えられるが、わがノ

ものの、具体的な変転の姿、封建地代から近代的租税への転換を具象する研究は存しないかと思われる。そこで、本稿では幕藩制社会での封建地代が、近代的な地租へと転化する状況を、史料をもって示してゆきたいと思う。なお、本稿で対象とするのは大和国平群郡菜畑村の幕末から地租改正時にかけての貢租(税)の賦課と徴収の状況についてである。なお、同村は村高がもと617石7斗で、竜田藩領であったが、寛永16年(1639)に郡山藩に編入された。延宝7年(1679)に村高のうち426石4斗1升1合が旗本松平信重の采地となり、郡山藩領は192石3斗7升5合となったという<sup>9)</sup>。以後、同村の支配領主に変化はなく幕末期を迎えることとなる。なお、本稿で使用する史料は総て生駒市の広岡智佑家文書である。閲覧を許されたことに深謝する次第である。

## 2. 幕末期の年貢から地租へ

### 2.1. 税の賦課形態

大和国平群郡菜畑村の、郡山藩支配下にかかる村高は192石3斗7升5合であるが、まず、幕末期での同村の貢租の賦課状況につきみておこう。

同村の免状は、天保期のほか、文久・元治・慶応・明治期につき、若干が残されている。このうち、元治元年(1864)の免状をみると、

子年免状	平群郡 菜畑村
和州平群郡菜畑村子御成箇免状之事	
一高百九拾貳石三斗七升五合	高辻
内三斗四升九合	前前堤下池床引
残百九拾貳石貳升六合	
取米百貳拾六石七斗三升七合	定厘六ツ六分
米壹石貳斗六升貳合	去ル未山崩亥ヨリ年々当引
内	
米拾九石一斗九升六合	當子当引

ㄨ 国で産業革命が生じた後(資本主義化した後)、では地租が貨幣地代から名実共に近代的地租となる理由については、説明が明確ではないようにおもわれる。この見解では、地租がいつしか貨幣地代から近代的地租へと転換してしまうということとなる。結局、明治期の生産様式をいかに理解するかについては、その政治形態(つまり上部構造)よりも生産関係そのもの(下部構造)を重視すべきものであると考えられる。

(9) 池田末則、横田健一(1981)『奈良県の地名』日本歴史地名体系30、平凡社、東京、99・100ページ。

残取米百六石貳斗七升九合

外

一米五石七斗六升壹合 夫米

一米貳斗五升七合 山年貢定成

一米三石壹斗八升八合 口米

納合米百拾五石四斗八升五合

右之通當子御成箇相極之間惣百姓并入作之者迄立会無高下令割賦来ル極月十日以前可皆  
济者也

元治元子年十二月

橋本猪野右衛門 印

和田忠兵衛 印

深井喜右衛門 印

吉川幾右衛門 印

菜畑村

庄屋

年寄

惣百姓<sup>(00)</sup>

と、郡山藩の恐らくは勘定方の役人の名によって貢租の徴収が触れられていることがわか  
る。

次いで、版籍奉還により形式上明治政府の管轄下に置かれることとなる、明治2年  
(1869)の状況を見よう。

巳年免状 平群郡菜畑村

和州平群郡菜畑村巳御成箇免状之事

一高百九拾貳石三斗七升五合 高辻

内 三斗四升九合 前々堤下池床引

残百九拾貳石貳升六合

取米百貳拾六石七斗三升七合 定厘六ツ六分

米壹石貳斗六升貳合 去ル未山崩亥ヨリ年々当引

内

米拾九石壹斗九升六合 當巳當引

(00) 元治元年「子年免状」。

残取米百六石式斗七升九合

外

一米五石七斗六升壹合 夫米

一米式斗五升七合 山年貢定成

一米三石壹斗八升八合 口米

納合米百拾五石四斗八升五合

右之通當已御成箇相極之間惣百姓并入作之者迄立会無高下令割賦来ル極月十日以前可皆済者也

明治二巳年十一月

渡辺致清 印

新藤盛忠 印

吉田勝英 印

小牧知之 印

出疋ニ付不能加印

深井権大属 印

豊田権大属 印

菜畑村

庄屋

年寄

惣百姓<sup>(1)</sup>

よって、同年11月段階では、貢租を課す役人は相変わらず藩の役人であった事がわかる。

次に、翌3年（1870）の免状をみると、

和州平群郡菜畑村午成箇免状之事

一高百九拾式石三斗七升五合 高辻

内三斗四升九合 前々堤下池床引

残百九拾式石式升六合

取米百式拾六石七斗三升七合 定厘六ツ六分

内

米壹石式斗六升六合 去ル未山崩亥ヨリ年々當引

米拾九石壹升六合 當午當引

(1) 明治二年「巳年免状」。

残取米百六石式斗七升九合

外

一米五石七斗六升壹合 夫米

一米式斗五升七合 山年貢定成

一米三石壹斗八升八合 口米

納合米百拾五石四斗八升五合

右之通常午成箇相極候間惣百姓并入作之者迄立会無高下令割賦来ル極月十日以前可皆済者也

明治三庚午十一月

郡山藩 印

菜畑村

庄屋

年寄

惣百姓<sup>②</sup>

となっており、藩役人の記名は消滅し、税を課す主体が「郡山藩」と銘記されるようになったことがわかる。

さらに、廃藩置県が実施された明治4年（1871）をみると、課税の主体が「郡山県」となることがわかる。

和州平群郡菜畑村未成箇免状之事

一高百九拾式石三斗七升五合 高辻

内三斗四升九合 前々堤下池床引

残百九拾式石式升六合

取米百式拾六石七斗三升七合 定厘六ツ六分

米壹石式斗六升式合 去ル未山崩亥ヨリ年々當引

内

米拾九石壹斗九升六合 當未當引

残取米百六石式斗七升九合

外

一米式斗五升七合 山年貢定成

一米三石壹斗八升八合 口米

右之通常未成箇相極候間惣百姓并入作之者迄立会無甲乙令割賦来極月十日以前可皆済者也

② 明治三年「和州平群郡菜畑村午成箇免状之事」。

明治四辛未年十一月

郡山県 印

菜畑村

庄屋

年寄

惣百姓<sup>③</sup>

すなわち、まさに郡山藩は郡山県へと転換するのであり、よって、わが国の場合、藩の貢租はそのまま維新政府の地方行政の公租へと転換していることがわかるのである。

次に、明治6年（1873）には、免状ではなく「租税上納割賦帳」として、課税がなされている（残念ながら、明治5年の史料は欠如している）。

當酉租税上納割賦帳 平群郡 菜畑村

西方

検見

一反別拾四町三反三畝拾七歩 平群郡菜畑村

西方

此訳

田反別拾壹町七反壹畝拾三歩

内 反別三畝壹歩 前々堤下池床引

反別壹反六畝拾六歩九厘

小以~~メ~~反別壹反九畝拾七歩九厘

残反別拾壹町五反壹畝貳拾五歩壹厘

此真米九拾石七斗七合

内米貳斗三升 検見去申増

畑反別貳町六反貳畝四分

此真米拾五石八斗貳合

去申同

内訳

反別貳町四反廿八歩 本畑

此真米拾四石三斗九合

反別貳反壹畝六歩 屋敷

③ 明治四年「和州平群郡菜畑村未成箇免状之事」。

此真米壹石四斗九升三合  
 納合米百六石五斗九合  
 内米貳斗三升 去申増  
 右者酉租稅書面之通候条惣百姓立会無甲乙割賦致決算来ル二月限急度上納可致もの也  
 明治六年酉十二月 奈良県 印

右村  
 戸長  
 副戸長  
 惣百姓<sup>(4)</sup>

このように、課税の主体が奈良県となるものの、書式は幕末期の免状に酷似した形態を取っている。なお、翌7年6月には、明治五年度の税の徴収が完了した旨を示す「納税済証」が下府されている。

申年租税録 大和国平群郡菜畑村  
 一高百九拾貳石三斗七升五合 平群郡 菜畑村

此訳

田高百六拾四石壹斗七合  
 内高三斗四升九合 前々堤下池床引  
 高壹石九斗壹升四合 前々山崩引  
 小以高貳石貳斗六升壹合  
 残高百六拾壹石八斗四升六合  
 此貢米拾五石八斗貳合  
 貢米合百六石貳斗七升九合  
 口米不掛  
 一米貳斗五升七合 山税  
 城米百六石貳斗七升九合  
 一米三石壹斗八升八合 口米  
 小以米百九石七斗貳升四合  
 此永三百五拾八貫百七文  
 納合金三百五拾八兩三分永五拾七文

右者去ル申年租税書面之通皆済いたし候ニ付小手形引替一紙目録相渡者也

(4) 明治六年「當酉租稅上納割賦帳」。



明治七年

五月 奈良県 印

右村

戸長

副戸長

惣百姓<sup>⑤</sup>

これにみるように、租税録では「租税」が「皆済」されたという文言がなされ、徳川期の年貢皆済目録の形式を未だに踏襲していた様子が伺えるのである。ともかく、一連の年次別史料によって、封建地代がまさに明治新政府の歳入として、其のまま転化されたことが見事に確認できるのである。

## 2.2. 税の徴収形態

次に、税の徴収の形式はどのように変化したのであろう。結論から先に言えば、封建地代と同様租税も戸長が村民から徴収して一括して納付するという形式が踏襲されていた。明治6年「当申ノ御年貢請取小前帳」を見よう。

明治六年五月

当申ノ御年貢請取小前帳

平群郡第一小区

菜畑村

辻井礒七

一高百九拾貳石三斗七升五合

同三斗四升九合 前々ヨリ堤下池床御高引

残百九拾貳石貳斗一合

取米百貳拾六石七斗三升七合 六ツ六分定

又三石壹斗八升八合 口米

合百貳拾九石九斗貳升五合貳勺

内

一米拾九石壹斗九升六合 定免引

一同壹石貳斗七升貳合 未山崩御高引此割之分

此内

⑤ 明治七年「申年租税録」。

一四斗	穢七分引
一六斗	新三郎分引
一六升	武三郎分引
一七升	八郎分引
一四斗壹升貳合	平三郎分引

ノ

残百九石四斗五升七合貳勺

高百六拾八石九斗八升九合ニ割

石ニ付 六斗六升ツツ

此歩百拾壹石五斗三升貳合七勺

差引

残貳石七升五合五勺 過

此金六拾八ノ〇七十六文

(百五十一文) 消

内

一金壹円七錢六厘 手数料掛引

一同貳拾六錢九厘 一ヶ月分利足掛引

差引

残五円四拾六錢貳厘六過

右之通申年内割帳へ出ス

此水相済<sup>(6)</sup>

そして、次に個々人の税額と、それを徴収した日付と額が記入されている。一例を示そう。

奥野新六

一高三石八斗貳升五合

取米貳石五斗貳升四合五勺

八合 山年貢

合貳石五斗三升貳合五勺

代金八円三拾錢六厘六毛

一金貳拾五錢二毛 村方小入用

一同五拾八錢七毛 二ヶ村小入用

(6) 明治六年「当申ノ御年貢請取小前帳」。

封建地代から地租へ（美馬）

一同三錢 二ヶ村山年貢  
メ九円拾六錢七厘五毛  
入金  
九月十八日  
一金七拾五錢 受取  
十一月十五日  
一同三円貳拾五錢 受取  
十一月十九日  
一同壹円拾三錢六厘五毛 受取  
十一月  
一同壹円九拾錢四毛 未申請かけ銀ふり入受取  
四月十日  
一同五十錢 受取  
四月十三日  
一五十錢 受取  
五月二十九日  
一同壹円拾三錢六毛 受取  
メ九円拾六錢七厘五毛  
右相済<sup>⑦</sup>

以上である。まさに、徳川期の村役人に相当する戸長が、村民から徴収していたことがわかる。このように、税の徴収形態は、徳川期の年貢の徴収形態と何ら変わりはないことが判明する。

この形式は、明治15年段階でも同様に、「田畑宅地租税」と「地方税」の二つを、やはり戸長が徴収しているのである。まず、前者を見ておこう。総て個人別状況のみである。

明治十五年八月

田畑宅地租税取立帳

菜畑村 戸長役場

中谷四郎平

地価貳百八拾七円〇四錢九り

地租七円拾七錢六厘

---

⑦ 明治六年「当申ノ御年貢請取小前帳」。

内

八月十七日

三拾七錢 壹期分

十月二拾三日

五拾錢 貳期分

十二月八日

三円五拾錢 三期分

小以メ四円三拾七錢

入引メ貳円八拾錢六厘<sup>⑧</sup>

次に、地方税の徴収状況についてみよう。

(明治)十五年八月日

地方税地価戸数割帳

菜畑村 戸長役場

記

地価耕宅山林芝

一金三万九千四百三拾七円四拾九錢貳り

此地租金九百八拾八円九拾四錢

八十八円三十四錢二り

内

一金六拾九円貳拾貳錢六り

地方税

但シ地租拾円ニ付七拾錢

又地価百円ニ付拾七錢五りツツ

一金拾九円拾壹錢六り

但戸数百八戸割掛ケ

壹戸ニ付十七錢七リンツツ

壹等貳戸

一五十七錢

壹戸ニ付

貳十八錢五厘

⑧ 明治十五年「田畑宅地租税取立帳」。

式等四戸  
一壺円貳錢六り  
壺戸ニ付  
貳拾五錢六厘  
三等廿戸  
一四円五拾六錢  
壺戸ニ付  
貳拾貳錢八り  
四等廿九戸  
一五円七拾八錢六厘  
壺戸ニ付  
貳拾錢  
五等拾七戸  
一貳円九拾錢七り  
壺戸ニ付  
拾七錢壹り  
六等廿二戸  
一三円十三錢五り  
壺戸ニ付  
拾四錢三り  
七等拾戸  
一壺円拾四錢  
壺戸ニ付  
拾壺錢四り<sup>⑨</sup>

そして、先に示した中谷四郎平分として、

中谷四郎平  
一金五拾錢貳り 地価掛り  
貳拾錢  
ノ七拾錢貳り  
内三拾五錢壹厘 受取

---

⑨（明治）十五年「地方税地価戸数割帳」。

三拾五錢壹厘 受取<sup>20)</sup>

と、賦課分が徴収されていることが判明する。なお、租税は地券により税額が確定しているから、総額記載は当然存在しない。ともかく、以上のように貢租が地租へと転換しても、その賦課と徴収の形態は、徳川期と比し変化がなかったと考えられるのである。いずれにせよ、一連の史料から読み取れるのは、幕藩制社会で領主が農民から徴収していた封建地代は、明治維新による新政府の地方行政組織が樹立されたとき、その地方行政組織に組み込まれた領主階級が、その生活を維持するためのものとしての収入を確保する財源として、旧来の封建地代そのものを、そのままの姿で引き続き徴収していったことを示すものであったと考えられるのである。そして、幕藩制社会での封建地代が貨幣地代であったか否かという問題設定以前に、封建地代が封建領主階級から明治政府下では其の名を官僚と変えていたとはいえ、同じ領主勢力がそれを地租として得ていたことが判明するのである。

## 3. 若干の総括

以上見たように、わが国の場合封建社会が議会制社会となり、資本主義生産制度を導入して行った時、封建社会で領主が徴収していた封建地代は、結果的に見事に維新政府の地方行政の徴収する歳入という内実へと姿を変えていったことが判明したのである。即ち、従来は個々の藩主や家臣が直接徴収していた地代が、維新後は総てが行政府に納められ、そこから各種歳費目（例えば、公務員にたいする給与）に支給されるという形態に変化したことを示している。いわば、公的な地代がまさに公租へと転換したことを意味する。このような、わが国の地代の転換をみると、封建地代（あくまで領主が徴収する地代であり、農地主のそれは小作料や賃貸料と称すべきである）が資本主義地代に転化する、という一般論の命題の立て方は、二重三重の誤りを内包していると考えられる。封建地代と資本主義地代の相違点は、前者が公的なものに対して、後者は私的な意味合いを持つものに過ぎないし、前者が政治体制と生産関係の両者を結合した概念であるのにたいし後者は単に生産関係の形態に係わる概念でしかない。即ち、資本主義生産関係は、なにも議会制度という政治体制に対応したのではなく、単に生産の形態に対応しているだけにすぎない。現に、そのエートスは、用地を借地した資本家による賃労働者の雇用というところに存するにすぎないのである。よって、資本主義生産関係は、封建社会において成立し得

<sup>20)</sup> (明治)十五年「地方税地価戸数割帳」。

るのである<sup>㉑</sup>。

逆に、その社会が全面的に資本主義生産関係、つまり様式としての姿を示すこととなり、議会制度が成立したとき、ではあらゆる産業部門において資本主義生産関係が成立しているのかどうかも、実は確定し得ない。つまり、成立し得ないことも存在すると言うことである。よって、農業部門で封建社会に資本主義的生産関係が成立したとしても、それが其の社会全体を資本主義生産関係に導いてゆくかどうか全く解らないのである。否、むしろ農業部門の資本主義化が、はたして必然であるのかどうかさえ疑問であるのである。

しかしながら、現に英国ではまさに封建社会において領主が資本家に土地を貸与して、資本主義的生産によって生産された農産物の販売収益から地代を領主に納めているのである<sup>㉒</sup>。よって、英国では封建地代たる貨幣地代が、まさしく資本主義地代にとって代られた（姿を変えたのではない）こととなる。他方、わが国でも封建社会で、そうした資本主義の存在を追及したが、せいぜい、初期マニュファクチュアのそれであり、しかも、資本家と地主は一体のものであった。よって、その事実を（つまり、領主が資本家に土地を貸与することを）見出すことはできなかった<sup>㉓</sup>。つまり、日本でそれを見出す場合、対象はあくまで農地地主における資本主義関係なのであり（例えば、地主手作り地や彼の手による農村工業でのそれ）<sup>㉔</sup>、領主にとっての地代、つまり、貨幣地代において、領主が土地を資本家へ貸与し、そこから資本主義地代が徴収されたという内容では決してない<sup>㉕</sup>。

㉑) もっとも、それでは資本主義とは一体どのような生産様式なのか、という根本的な問題が問われることとなるであろう。はたして、資本と賃労働が資本主義の本質そのものであるのかどうか、ということである。

㉒) 椎名重明（1962）『イギリス産業革命期の農業構造』御茶の水書房、東京。

㉓) 中村 哲（1961）『明治維新の基礎構造』未来社、東京。

㉔) 同上書、19-23ページ。

㉕) わが国における地主手作り地や農村工業での年季奉公人や日雇労働者を、半プロや前期プロレタリアートとして呼称しているが、あくまでそれは農地地主の経営に対する考察であり、領主が農民から土地を収奪し、その土地を資本家に貸与し、資本家が、土地を収奪された農民を雇用して、資本主義的農業を行い、その収益の一部を領主に地代として支払った（これが英国の事例であるが（椎名重明、前掲書）という形態とは全く異なるのである。強いて言えば、そうして地主が収奪した農村工業や地主手作り地での収益の一部が、領主への「年貢」として納められた、という点是指摘されよう。しかし、もし地租を絶対主義社会での貨幣地代と規定してしまうなら、日本の社会では、一体いつ貨幣地代と言う封建地代が近代的な租税へと転化したことになるのだろうか。否、一体何故公租としての地租が資本主義的地代（これは、一般的には私的なそれと言う概念を示していると考えられる。）へと転化し得るのであるだろうか。我が国では、明治以後も農業において資本主義生産関係が成立しない事実と、どのように整合性をもたせてゆくのか、はなはだ疑問である。むしろ、以上の点は史的唯物論を実証することは現在までできていない、と言う点に意義が存すると考えられる。なお、我が国において明治6年（1873）に導入された地租の実態が整うのが同14年（1881）頃であり（下中邦彦編（1972）『世界大百科事典』18巻、平凡社、東京、445・446ページ）、また、国税としての所得税の導入が同20年（1887）（前掲書、446ページ）、

よって、資本主義的地代が成立するというのは、領主の地代でという視点では全くない。むしろ、もし領主が資本家に貸与するとして（資本家が存在したらの話であるが）一体今耕作している封建農民をどのように扱うのであろうか。彼らは一人一人が土地を手放していない限り土地耕作権を有しており（検地帳に名が記載されている）、封建農民から土地を取り上げることなどではしない。ましてや、事実上の土地所有者たる農民地主の土地は（多くが小作人に貸与されているが）取り上げることなど全くではしない。むしろ、領主側が彼ら地主から借金をして、経済的に依存しているのである。逆に、英国では封建農民の土地保有権が誠に脆弱であるケースがあり、その場合は、領主はいつでも条件さえ整えば封建農民を追い出すことができたのである。よって、英国では封建地代たる貨幣地代が、封建社会でありながら資本主義地代へと転化することが可能であったのである。そして、政治体制が議会制となったとき、領主は資本主義的地代から租税分を納め得たのである。

他方、わが国では、資本主義生産関係を導入するとして、あくまで主体は農民地主なのである。日本の領主は、封建社会では資本主義生産関係を導入し得ないし、明治以後はそもそも地主ではなくなってしまったのである。このように、英国の事例をわが国に適用してゆくことは、大きな誤りであったのである。それでは、何故このような誤った問題設定がなされたのであろう。その第一の原因は、マルクス（実態はエンゲルス）が『資本論』で示した「資本主義地代の生成」という言葉で示された内容が、誠に曖昧であったからではないかと思われる<sup>26)</sup>。マルクスとエンゲルスが示した貨幣地代とは、そこに多くの概念が混入せしめられており、それを基とした議論を後の人々が行ったからではないかと考えられる。本来は、その混入をまず正すべきであったのである。即ち、マルクス等は、封建社会の地代がやがて資本主義地代へと転化する可能性を示すために、その過程での様々な条件を述べたのであるが、その第一の誤りは、英国の事例のみを対象としたこと、つまり、全くの特殊なケースを対象としてしまったことであろう。従って、英国で見られる様々な特殊事情をもって、それを一般化してしまったことによるものであると考えられる。ま

ゝまた、地方税たる府県税が同11年（1878）、市町村税が同21年（1888）に導入されているのである（同上書、20巻（1972年）、176ページ）。いずれにせよ、まず、我々は封建地代と封建社会の地代を区別せねばならず、また、英国と言う特殊状況を日本と言う特殊状況に当てはめて考えること自体が、全く意味のないことであることに気づくべきなのである。むしろ、遅れたとはいえ、日本も資本主義化せざるを得なかった事実こそが、重要な意味を持つのである。

<sup>26)</sup> 向坂逸郎訳、カール・マルクス著、フリードリッヒ・エンゲルス編（1969）『資本論』第三巻第六篇第四七章（岩波文庫『資本論』8、1969年、280-329ページ。）そこでは「貨幣地代は（中略）資本主義的借地農業者の支払う地代に導かざるを得ない」という一文が存する。



た、基本的には社会が全体として封建社会から資本主義社会へと必然的に変化してゆくものであるという、史的唯物論が正しい理論であることを実証するための史実を提示しなければならないのに、その転化が必然であるとして論を展開してしまったところに、問題が存したのである。結論が先にある、それを裏付けるための理由付けを行ってしまったのである。本来は事実を示してその事実が転化の理由付けとして一般化し得るか否かをこそ演繹的に示すべきものであったのである。結果、実証されたか否かはともかく、封建社会においても資本主義的地代は成立し得るが、しかし、それが成立したからと言って社会全体が資本主義化しているとは言えないこと、つまり、両者は別の次元の話なのである、ということが理解できなくなったのである。従って、なるほど英国という特殊社会では、封建地代が貨幣地代へと化し、かつ、その貨幣地代が非常に低額なものに固定化され、その低額さが領主と封建農民との相対で決定されていた。まさに他方で、資本主義地代がそこに導出されてゆく。つまり、領主は封建農民ではなく、資本家に農業経営をゆだね、彼から地代を得るという形態に転化していったという事実が存する。が、この時、よって農業も資本主義化する、という考えが導入せしめられてしまったものと考えられる。しかし、本来英国では既に広く資本主義生産が工業部門で展開し、今や政治制度も議会制が成立しようとしている、あるいは、既に成立しているような状況下で、議会制でも政治権力を掌握しつつあった封建領主が、土地所有者として土地を資本家に貸与して、農業経営をゆだね、結果として桁違いの高い地代を得るようになるのは、英国の特殊事情、つまり、地代の中間取奪者としての悪魔の存在があったからに他ならなかったと考えられるのである<sup>77</sup>。英国において、農業部門は社会全体の資本主義の成立に対して積極的に作用したのではなく、成立していた資本主義生産形態によって後追いの、しかも、特殊事情によって資本主義化（しかも、一部にしか過ぎない）したのが事実であった。そして、これこそが、人間社会の全体としての基本的姿であると考えられる。何故なら、資本主義は工業部門こそがそれを担う第一の、否、唯一の産業部門であるからであり、それは、最大の利潤をもたらしてくれるのは工業部門であるからであると考えられる。従って、農業部門が資本主義化するか否かは実は全く必然的ではないのである。

とするなら、日本において封建地代が貨幣地代化し、それが資本主義地代に転化していたか否かを追及するとするなら、そこでの意味は、単にそこに資本主義が既に成立しているか否かを実証するためか、もしくは、日本においても英国と同じような状況が存在するか否かを実証するためのものでしかない。しかし、前者は明らかに明治維新によって資本

<sup>77</sup> 椎名重明、前掲書、323ページ。

主義化するのであるし、又、封建領主は版籍奉還と廃藩置県によって完全に封建領主の座を明渡してしまったのである。従って、わが国は英国とは全く異なった状況下に置かされてきたのである。このような前提において、なおかつわが国での資本主義地代成立の有無を追求することは、資本主義が展開していないにも拘わらず、資本主義が農業部門で成立していたという画期的な成果を求めめるために行うこととなってしまうであろう。しかし、今みたように資本主義の特質としてあり得るはずがないと考えられる。現実には、わが国において、土地に基づく農業において資本主義的生産が今日に至るまで存在しなかったのは、周知の事実である。むしろ、其のことが資本主義の真の特質を物語っているものと考えられる。従って、旧来的な、貨幣地代の成立が資本主義地代の導出にいかにか結びついてゆくか、という論の建て方自体が、実は意味のない、むしろ誤った捉え方であったことに気づくのである。貨幣地代については、幕藩制社会でのその成立の有無がわが国の資本主義化の道程にどの程度の影響を有するものであるか、という論の建て方で考察してゆくものであろう。即ち、近世末に全面的に貨幣地代と同等の地代が成立していたこと、つまり、商品貨幣経済が展開していたからこそ、わが国は明治維新後スムーズに資本主義を展開せしめることが可能であったと考えられる<sup>28)</sup>。まさに、かかる点を確認するためのものとしてである。従って、封建地代は当然公租としてその姿を転化せしめてゆくことがその必然であったと考えられるのである。

最後に、では封建社会の次には何故資本主義社会が必然的に成立するのか、という点につき、筆者は従来「何故英国において真っ先に資本主義が成立したのか」という点と関連付けつつ、その主因をウェーバーが指摘した「プロテスタンティズムの勤勉性」と共に、「貨幣が無限の交換可能性を付与せしめられたこと」に求めていた<sup>29)</sup>。ところで、拙著では、プロテスタンティズムの真髓が「勤勉」であると表記したが、より正確には「予定説と自己審査による禁欲に基づいた勤勉」と表記すべきであろう。ウェーバー自身も、その著書では勤勉という語は使用していない。あくまで、プロテスタントの「精神」を示しただけである。その精神の具体的な現れが「勤勉」と言う行為であったと、暗に指摘しているだけである。この点を、ここで補足しておきたい。また、彼がもう一点指摘していたの

<sup>28)</sup> よって、貨幣地代はその封建社会が資本主義経済体制を実現し得るだけの経済発展状況を示しているか否かを判断するメルクマールとしての役割ははたす。しかしながら、貨幣地代が農業部門に資本主義生産関係を導入してゆくかどうかについては、何も言うことはできないであろう。むしろ、農業部門で採用されてゆくのは、地主・小作関係であろう。何故なら、その方が地主取り分がより大きいからである（以上の論は、拙著（2006）『近世畿内在私制度の研究』松籟社、京都を参照されたい）。

<sup>29)</sup> 前掲拙著、435-436ページ。

は、プロテスタントの人々は「正当な利潤（＝貨幣（筆者補う））を、天職として組織的かつ合理的に追求」していたということであった<sup>90)</sup>。だからこそ、英国では最終的には貨幣獲得の巨大化を目指して、それを最大限にもたらしてくれる資本主義という社会経済体制を構築していったのである。この時、プロテスタントが貨幣を不浄とは考えずに獲得すべき対象として認識したことが、大きな影響を与えたと考えられる。そして、プロテスタントが「貨幣」を不浄のものとは考えず、むしろ獲得すべき対象と考えたのは、貨幣が紙幣の姿をとったこと（このことが、貨幣獲得の吝嗇性を薄めたのである。）、及び、彼らが貨幣が持つ無限の交換性にいち早く気づいていたからであると考えられるのである。（ウェーバーはこの点に気づけなかったために（そして、気づけなかったのは、彼の方法論においてメタ認知の程度がまだ浅く、もう一步深めることが出来なかった故であると考えられる。）、ウェーザーの原典に「史料操作」をしてしまったのではと考えられる<sup>91)</sup>。）ここに、封建社会が資本主義社会へと転化する必然性の根本的な原因が存在すると考えられるのである。

逆に言えば、プロテスタント以外の人々は洋の東西を問わずまた時代の新旧を問わず<sup>92)</sup>、不浄でかつ吝嗇の対象である貨幣を、最大限に求める社会経済体制など追い求めるはずがなく、従って、資本主義体制を成立せしめるはずがなかったのである（但し、いずれはその構築が必然的であったことは指摘しておかねばならないが。）。そして、このことはわが国でも例外ではなかったのである。我が国では、幕末期にあれ程商品貨幣経済が進展し、貨幣地代と同等の地代が成立していたにも拘らず資本主義化が外圧によってもたらされたのは、儒教という仁・義・礼などを重視し、結果として貨幣を蔑視する思想に縛られていたからであろうと考えられる。よって、工業・農業部門とも資本主義が自律的に成立せし

<sup>90)</sup> 大塚久雄訳、マックス・ウェーバー著（1989）『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、東京、72ページ。

<sup>91)</sup> 安藤英治編（1977）『ウェーバー、プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』有斐閣新書D4、東京、185・186ページ。

<sup>92)</sup> 大塚久雄訳、マックス・ウェーバー著、前掲書、45ページ。それでは、ウェーバーの言うようにプロテスタントのピューリタンの宗教解釈が近代資本主義を導出したとして、ではもしそのような考えが生じなかったなら（何故なら、ウェーバーはピューリタンの宗教解釈が、人間社会に必然化することには言及していないからである。）我々は近代資本主義社会を構築しなかったのであろうか、と言う疑問が生じる。結論を言えば、今日にみる工業生産に重きを置いた近代資本主義社会は、たとえ時間がかかるにしても必然化していたと考えられる。何故なら、人間の主観が生み出し、もはや存在そのものが客観となった貨幣こそが、人間社会にそれを必然化させる力量を持つ根本的な存在であるからである。従って、貨幣に依って経済生活を営む、否、営まざるを得ない人間は、どうしても、やがて近代資本主義社会を構築せざるを得ないと考えられるのである。

められることはなかった。しかし、欧米列強が資本主義化によって国力を飛躍的に高め、他国を圧していた事実は、もはや貨幣を忌避することなど許されるはずがなく、ここに、我が国も明治以降強力に資本主義化を進めざるを得なかったと考えられるのである。

#### 参 考 文 献

- [1] 安藤英治編(1977)『ウェーバー、プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』有斐閣新書D4, 東京。
- [2] 池田末則, 横田健一(1981)『奈良県の地名』日本歴史地名体系30, 平凡社, 東京。
- [3] 大塚久雄訳, マックス・ウェーバー著(1989)『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫, 東京。
- [4] 酒井 一(1960)「河内国石川家領の貢租—日本貨幣地代成立史研究の一試論—」, 大阪歴史学会編『封建社会の村と町』吉川弘文館, 東京。
- [5] 向坂逸郎訳, カール・マルクス著, フリードリッヒ・エンゲルス編(1969)『資本論』岩波文庫8, 東京。
- [6] 椎名重明(1962)『イギリス産業革命期の農業構造』お茶の水書房, 東京。
- [7] 下中邦彦編(1972)『世界大百科事典』18巻, 19巻, 平凡社, 東京。
- [8] 中村 哲(1961)『明治維新の基礎構造』未来社, 東京。
- [9] 福島正夫(1968)『地租改正』日本歴史叢書21, 吉川弘文館, 東京。
- [10] 美馬佑造(2006)『近世畿内在払制度の研究』松籟社, 京都。